

給水装置テキスト新旧対照表

改正後（案）	現行
○第3章 給水装置の構造と材料 第1節 構造 1. 構造 (1) 給水装置は、水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。 （政令第6条第1項第4号） 第2節 給水装置の材料及び器具 1. 材料及び器具 給水装置に使用する材料及び器具は、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。ただし、配水支管の分岐部よりメーターまでの間は、別途管理者が指定する。 2. 構造及び材質の基準 政令第6条第2項に基づく、給水装置の構造及び材質の基準の技術的細目に関する厚生省令第14号（以下「省令」という。）の主な内容は、下記のとおり。 (2) 浸出等に関する基準（省令第2条） ③ 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透する恐れのある場所においては、当該油類が浸透する恐れのない材質となっていること。又は、さや管等により適切な防護を行うこと。なお、さや管等の管端についても当	○第3章 給水装置の構造と材料 第1節 構造 1. 構造 (1) 給水装置は、水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。 （政令第5条第1項第4号） 第2節 給水装置の材料及び器具 1. 材料及び器具 給水装置に使用する材料及び器具は、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。ただし、配水支管の分岐部よりメーターまでの間は、別途管理者が指定する。 2. 構造及び材質の基準 政令第5条第2項に基づく、給水装置の構造及び材質の基準の技術的細目に関する厚生省令第14号（以下「省令」という。）の主な内容は、下記のとおり。

該油類が浸透する恐れのないよう適切な処理を行うこと。 (6) 耐寒に関する基準（省令第6条） 低温（$-20^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$）に暴露された後でも、当初の性能が維持されていること。 断熱材で被覆する等、適切な凍結の防止のための措置をすること。 ① (7) 耐久に関する基準（省令第7条） ② 弁類は、開閉操作を10万回繰り返し作動した後でも、当初の性能が維持されていること。 3. 基準適合の証明方法 (2) 第三者認証 製造業者等の契約により、中立的な第三者機関が製品試験、工場検査等を行い基準に適合しているものについては基準適合品として登録して認証製品であることを示すマークの標示を認める方法。第三者認証機関としては、現在（令和8年4月時点）、下記4機関がある。（図3-1） ① ㈱日本水道協会 ③ 財団法人日本燃焼機器検査協会 ④ 財団法人電気安全環境研究所 削除 (3) その他 ① 日本産業規格（JIS） 日本産業規格による基準適合性の証明方法及び基準適合性を証明し	(6) 耐寒に関する基準（省令第6条） 低温（-20°C）に暴露された後でも、当初の性能が維持されていること。 (7) 耐久に関する基準（省令第7条） 弁類は、10万回繰り返し作動した後でも、当初の性能が維持されていること。 3. 基準適合の証明方法 (2) 第三者認証 製造業者等の契約により、中立的な第三者機関が製品試験、工場検査等を行い基準に適合しているものについては基準適合品として登録して認証製品であることを示すマークの標示を認める方法。第三者認証機関としては、現在、下記5機関がある。 ㈱日本水道協会品質認証センター ③ 財団法人電気安全環境研究所 ① ④ 財団法人日本燃焼器具検査協会 ⑤ ㈱ユーエル エーペックス（UL Apex） (3) その他 ① 日本工業規格（JIS） 日本工業技術院が規格制定したもので、JIS 3200シリーズの試験
---	--

たもの。

認証マーク 表内変更

図 3-1 認証マーク

共通認証マーク 使用例  水滴と波紋は、清水から広がるより豊かな未来を表現しています。	使用例  水道法基準適合 JWWA 基本基準  基本基準 (一般) 公益財団法人 日本水道協会  寒冷地  一般・寒冷地共用  特別基準 (JWWA 規格等の団体規格) 公益財団法人 日本水道協会	使用例  水道法基準適合 JET 一般財団法人 電気安全環境研究所
使用例  水道法基準適合 JHIA 一般財団法人 日本燃焼機器検査協会	使用例  水道法基準適合 JIA 一般財団法人 日本ガス機器検査協会	使用例  水道法基準適合 JET 一般財団法人 電気安全環境研究所

※ 水道施設設計指針2024・P828・図-9. 1. 1より

4. 特定機器

(2) 特定機器の構造及び材質は、政令第6条の基準に適合していること。

方法に合格したもの。

認証マーク

認証マーク

共通認証マーク  水滴と波紋は、清水から広がるより豊かな未来を表現しています。	使用例  基本基準適合品  特別基準適合品 (社)日本水道協会品質認証センター	使用例  水道法基準適合 JHIA 水道法基準適合
使用例  水道法基準適合 JET (財)電気安全環境研究所  水道法基準適合 JET (財)電気安全環境研究所	使用例  水道法基準適合 JIA 水道法基準適合 (財)日本ガス機器検査協会	使用例  CLASSIFIED UL WATER QUALITY (株)ユーエルエーベックス (ULApex)

※ 水道施設設計指針2012・P698・図-9. 1. 7より

4. 特定機器

(2) 特定機器の構造及び材質は、政令第5条の基準に適合していること。